

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十第

行發日一月六年十正大

論叢

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田庄太郎

純理上より見たる財産重課の理由

法學博士 神戶 正雄

戰後獨逸の社會主義運動

法學博士 河田 嗣郎

時論

増俸の研究

法學博士 小川郷太郎

說苑

我國農産物生産調査に就いて

法學博士 高岡 熊雄

舊岩國藩の製紙原料保護政策

經濟學士 吉川 元光

所得と勞賃

經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

Zimmermannの政治測量

法學博士 財部 靜治

勞働組合主義變轉の傾向

法學博士 河田 嗣郎

附錄

本誌第十二卷總目錄

所得と勞賃 (二)

堀 經 夫

二 勞賃と所得

前項に於て、余は専ら所得の本質を明かならしめたのであるが、本項に於ては、今日勞働者(此處では、主として筋肉勞働者を指すのであるが、精神勞働者に就ても同じ事が言へる)に與へられつゝある勞賃なるものが、或は少くとも其の大部分が、果して如上の意義を有する所得なる概念の中に當然含まるべきものなりや否やの問題に、論を進めやうと思ふ。

(イ) 抑も勞働が商品であるかどうかいふ問題は、多くの學者及び實際家によつて論ぜられ來つた點であり、今日も尙ほ未決の問題であるけれども、余は、自由競争が完全に行はれて居る所の、純粹なる資本主義的經濟組織——而してこは、多少の例外を含んで居るにもせよ、現時の經濟組織の骨組をなして居る、と余は信するが、——を想像するならば、勞働は一箇の商品であるといふは、正當であると思ふ。マルクスは、正確さの爲めに、商品として賣買さるゝものは勞働方であつて勞働ではないと言つたが、此のことは別問題とするも 兎も角 勞働者が彼れの有する唯一のモチヰである所の彼等の筋力(勿論腦力も多少は含まれて居るが)を資本家に賣却することによつて——そは形式上人格と人格との間の自由契約なる名稱の下に雇傭といふ對等關係で

行はれてゐるが、——それに對して一定の報酬、即ち一定の代金を受けつゝあるのが現状である。斯くの如く勞働又は勞働力にして商品たる限り、其の價格たる勞賃は、その(再)生産に必要な出費を中心として、勞働又は勞働力の供給と其れに對する需要との比例に應じて、決定されなければならぬ。かのリカアドも、同様の考を其の『經濟及び租稅原論』の中に述べてゐる。

『勞働は、賣買するゝ所の、而して分量に於て増減され得る所の、他の總ての物と同じく、其の自然價格及び其の市場價格を有つ。勞働の自然價格とは、勞働者をして、相互に、増加又は減少なしに、生存をなし且つ其の種族を永續するを得せしむるに必要な、その價格のことである。』併し乍ら茲に注意しなければならぬことは、普通の商品の價格の中には、其の生産者に對する通常の利潤(及び地代)が含まれて居るに反し、勞働又は勞働力の價格即ち勞賃の中には、利潤(又は地代)に相當する所のものが含まれてゐない、といふことである。別言すれば、勞賃は勞働力を維持又は再生産するに辛じて足るだけの實費に過ぎない、といふことである。而して勞働力を維持又は再生産するに必要な費用とは、勞働者及び其の家族の身體を保持するに缺くべからざる生活必需品の分量を購入するに必要な費用のことであるから、勞賃は原則として如上の費用を支辨するに足るものに過ぎないのである。勿論例外の場合として、勞賃は此の額以上に又はそれ以下に變動することはあるけれども、これは單に一時的の現象に過ぎないのであつて、従つて長期に亘つて觀察されるれば勞賃は常に其の中心に歸着せんとするの傾向を有つてゐる。

要するに、純粹なる資本主義的經濟組織の下に於て、勞働若くは勞働力の一つの商品であるが、

20) Ricardo, Principles, (Gonner's edition,) p. 70.

21) この中には、其の社會に普通に用ひられて居る衣食住の必需品のみならず、慣習上勞働者に絶対に必要となつて居る愉樂品をも含む。

而かも其の價格は、他の商品と異つて、最も狭き意味に於ける原費を償ふに足るを原則とし、ただ異常の場合にのみそれに越ゆる額となることありといふことが、以上によつて説明された譯である。若し右の説にして誤らずとせば、原則として勞賃なるものが、勞働者の所得にあらざること、恰も農業者の農耕用家畜の飼養料が彼れの所得にあらざると同じである。蓋し、所得なるものは、『總收益中、收得費、控除の後に残る所の殘額價值より成る』(ワグナー)²²⁾ものであつて、受領者によつて任意に使用され得るものなるが故に。而して唯々異常時に勞働者が法外の勞賃を受けたる場合に限り、それより生活費を差引きたる殘部のみが、彼等の所得として彼等の自由處分の圈内に入り來るものである、といふことになるであらう。

(□) 以上は勞働又は勞働力が商品であり、而かもそれに對して支拂はるゝ勞賃は謂はゞ其の最狹義に於ける原費に過ぎざるを以て、それは所得にあらざること論じたのであるが、斯論に對しては、勞働は商品に非すとの反對論を以て駁撃を加ふる者があるかも知れない。併し乍ら、此の問題に就て此處に其の詳細なる記述を爲すことは力の及ばざる所であるから、此は姑らく論ぜざることとし、次に余は、勞働は商品に非すとの命題を假りに正しいものと看做して、更に尙ほ勞賃は所得なりやの問題を所得の定義よりして考察するであらう。

既に屢々繰返し述ぶる如く、所得なるものゝ本質は、それが其の所有者によつて任意に處分される剩餘の富であつて、生産費でもなく、又生産費の回收でもない、といふことに在る。されば、勞賃が果して所得なりや否やを定めんとせば、それが所得の此の特質を有せりや否やを觀れば足るの

22) 神戸博士前記論文(本誌第五卷第三號三七頁)より再録

である。余は勞賃を前に列擧せる所得の各定義に當嵌めて考察することにより、以上の點を明かにしやうと思ふ。

1) キヤナンは所得の利用目的を四種に分つた。勞賃は、或は少くとも其の大部分は、此等の目的に使用され得るであらうか。

第一、勞賃は、何等の貨幣的報償を生まない所の貨物又は勤勞を購買する爲めに、悉く使用され得るであらうか。惟ふに今日勞働者は、彼等の勞賃の全部若くは其の大部分を衣食住の生活必需品の購買に充てゝ居るし、又爾かせざるを得ざる有様である。而かも彼等勞働者にとりて彼等の勞働力が唯一の収入源である以上、此の勞働力を保持するに必要な彼の生活必需品なるものは、奢侈品、享樂品等と異つて、實は勞働者の貨幣的報償を生む所の唯一の貨物であるといふことになる(註)。従つて勞賃にして、何等の貨幣的報償を生まない所の貨物又は勤勞を購買する爲めに使用さるゝものは、絶無又は極めて僅少なのである。

(註) 此の點は、かの利子(又は地代)生活者の收入と其の趣を異にして居る所である。即ち利子又は地代なる收入が、假りに其の受領者の生活必需品を購入するに辛うじて足る程度の額であるとするも、而かも彼等の生活維持といふことは、將來に於ける彼れの収入の獲得に對して何等の必要條件を構成してゐないが故に、こはキヤナンの所謂『貨幣的報償を生まない所の貨物又は勤勞の購買』に使用さるゝものであつて、實に所得として數へらるべきものである。

次に勞働者は、其の技能及び知識を増進せしむることによつて貨幣的報酬を得ること殆ど絶無なるを以て、少くとも彼等の勞賃の大部分は、所得の此の種の用途に向けられてゐないことが、明かであらう。

第二、勞賃の中貯蓄に向け得らるゝ部分は殆どない。但し何等かの事情によつて、——例へば好景氣となりて勞働に對する需要が異常に大であるとか、若くは勞働者の團結的行動によつて資本家に勞賃の値上を強請したる爲めとかによつて、——勞賃が法外に騰貴せる場合は此の限りでない。

第三、勞賃の中讓與の爲めに用ひられ得る部分も殆どない。但し例外の場合は前項と同じ。

第四、勞賃は、前項に含まれてゐない課税に、及び盜難等による損害に、應ずること多くの場合不可能である。例外の場合は前に同じ。

斯くの如く檢し來れば、勞賃の大部分は、キャナンの列擧せる所得使用の諸目的の何れに向つても利用され得ないのであつて、其の結果として、此の大部分の勞賃は、氏によつて所得に與へられたる定義の上より論じて、所得たるの性質を帯び得ない筈である。然るに氏は勞賃の大部分を以て所得なりと解し、爲めに明かなる矛盾に陥つてゐる。

(2) マアシャル、ラウ、アダムス、ブファイフン等は、所得を以て新資本の成形及び繼續的享樂の方便の流入なりとなしてゐるが、今日勞賃の大部分は勞働者の生活必需品の購入の爲めに支出さるゝのであつて、新資本の成形の爲め若くは繼續的享樂の爲めに支出さるゝものは殆どなく、或は極めて纔かである。されば此の定義によるも、勞賃の大部分は所得でない、といふことにならなければならぬ筈である。然るに此等の學者が勞賃を以て所得の重要な一要素なりとなせるは、矛盾と言はなければならぬ。

(3) 況んやタウシグ、ウンブフェンバハ、マイヤー等の如く、所得を以て享樂財に限ることなす者の説よりすれば、勞賃の大部分が所得にあらざることば、明白なる事柄でなくてはならぬ、而かも彼等の中勞賃を所得より除外せんと試みしものは、一人もないのである。

(4) シュモラー、アイゼンハルト、フェイスティング等は、所得を以て人的生活目的に役立つ所の収入であるとなしてゐること、上述の如くであるが、一見すれば勞賃は悉くこれ人的生活目的に役立つ所の収入であつて、立派なる所得のやうに解せらるゝであらうけれども、——而して事實上此等の人々によつて爾かく解せられてゐるが、——而かも、勞賃の大部分によつて購入さるゝ所の衣食住の必需品は、勞働者の人的生活目的に役立つと言はんよりは、寧ろ彼等の唯一の財源である所の彼等の肉體の損耗を回復せんが爲めに、絶對に必要なものであると解するが、より適切であるから、之を以て所得なりと解するは、所得の定義に「財産を減少することなくして云々」の條件を附する以上、適當でないと言はなければならぬ。

(5) ヘルマル、神戸博士、ピールソン、グート、バロク、シヤンツ等は、所得を解して一定期間に或る經濟人に其の自由處分の區域に入れる純財産増加なりとなせるが、既述せる如く、勞働者の勞賃の大部分は是非とも、彼等の唯一の生活源たる肉體の保持又は回復に必要な衣食住の必需品の購入に費されなければならぬのであるから、この部分は決して勞働者の自由に處分し得ざるものであつて、従つて彼等の所得を構成しないと言はなければならぬ筈である。而かも此等の學者が勞賃の大部分を以て所得にあらずと言明せざる限り、明かなる矛盾に陥つて居ると言ふ

べきである。

扱て以上論證せる所により、余は、勞賃の大部分が所得を構成せざる所以を、所得の各種の定義に就て研究し了へたのであるが、之を要するに、所得なるものは、一定期限内に於ける全生産物價值より其の生産費を控除して得たる剩餘價值であつて、其の受領者の任意に處分され得るの特質を有するものなるに反し、今日の勞賃なるもの、大部分は、勞働力の生産費を回收せるものであつて、従つて其の支出の方向に『將來の收入獲得の爲めに』てふ必然性を帯びて居るが故に、それは單なる收入若くは出費であつて所得にあらずといふことが、立論の要點をなしてゐるのである。人或は駁して曰はん、斯くの如き見方は、勞働者を以て家畜と同一視するものである、『人は家畜と同一視さるべきではない、家畜は一つの目的の爲めの一手段として(即ち、經濟上所得を生むの手段として)飼養され世話さるゝのである。(然るに人間の肉體及び精神の維持發達を計ること其れ自身が經濟の目的であるから、)人の消費といふことが總ての生産の目的物である。それ故に、それは所得と看做さるべきである、而して單一にして且つ目に見えざる所得と看做さるべきである』²⁴⁾と。併し乍ら、人が家畜と同一視されざるは、彼が人としての生活、即ち人生の目的の一部としての生活を、營みつゝある場合に於てのみである。されば若し人の生活にして、將來の收入獲得の爲めの手段たること、今日の勞働者の状態に於けるが如くであるならば、彼は、主觀的には自己の業務に對して如何なる自己目的を認め居らうとも、客觀的には、少くとも經濟學の上に

24) Taussig, Capital and Wages, pp. 35-36. (括弧内の文は譯者の補註)

於て、家畜と同一視されなければならぬのである。従つて彼れの受くる勞賃の大部分は、家畜の飼養料と同じく生産費であつて、所得でないことになる。

ホブソンは、其の著『産業組織』に於て、社會の生産物が、(一)不生産的剩餘(不勞増價)、(二)生産的剩餘(發展の費用)、(三)維持費(生計費)の三部分に分割さるゝことを説明し、而して最後の『維持費』の中には、イ)最小勞賃、ロ)固定資本の減價償却費、ハ)資本の現状維持に必要な最小利子及びニ)土地の損耗回復費を含ましめてゐる。而かも所得に維持費を含ましめざる彼れの所得定義よりすれば、此等の維持費は當然所得にあらざることとなり、従つて其の一である所の最小勞賃も亦所得にあらざること、恰も資本の維持費が所得にあらざること、正に同一である。(但しホブソン自身は、勞賃を所得にあらずとはなしてゐない。これ明かなる自家撞着ではなからうか。)斯くて、純粹の所得は、生産的剩餘(即ち資本として用ひらるゝ所得)と、不生産的剩餘(即ち享樂手段として用ひらるゝ所得)との兩者、即ち社會的剩餘の全體、を意味することゝならなければならぬ。是れ勞賃の大部分は所得にあらずとの余の見解に對して、有力なる根據を與ふる説明であつて、余が勞賃の大部分と稱するものは、正にホブソンの所謂最小勞賃に該當して居るのである。

(附り) 所得に關するファイシアの意見は、通説と大いに其の趣を異にしてゐる。彼は所得の定義を次の如く述べてゐる。

『一時點に於て存在せる富の貯藏を資本と呼ぶ。一期間内に於ける用役の流れ(Flow of services)を所得と呼ぶ。』²⁷⁾

『所得は、既に、一期間内に於ける流れであつて、資本の如く、一時點に於けるフォンド(Fund)ではなく、而して抽象的の用役より成立つてゐて、資本の如く、具體的の富より成立つてゐない、と定義され來つた。斯くて或る手段よりの所得とは其の手段によつて與へらるゝ用役の流れである。』²⁸⁾

25) Hobson, *The Industrial System*, (1909), p. 80.

26) *Ibid.* p. 42. This provision against wear and tear does not, however, rank as income, either from the standpoint of social or of individual production.

27) I. Fisher, *The Nature of Capital and Income*, p. 52.

28) *Ibid.*, p. rot.

是に由れば、フィシアは所得を解して富の用役の流入であるとなしたるべきが明かである。而して苟くも富の存在せる以上、其處に其の用役も在るべければ、彼れによれば所得なるものは其の範圍を富と同じくしてゐなければならぬ筈である。従つて勞働者の勞賃によつて購入され、而して消費される所の富は、其の消費の目的の如何を問はず、悉く所得を生むこととなり、間接に總ての勞賃は所得であることになる。

併し乍ら此の定義は、餘りに所得なる語の慣用に反するのみならず、富の用役の多少といふが如きものを客觀的に測定し、そうして之を經濟學研究の對象とすることは、事實上不可能事であるから、余は所得に對するフィシアのこの定義を採らず、従つて勞賃と所得との關係に就ても只管通説を論據として來たのである。

三 餘 論

勞賃の大部分が所得を構成せざるの理は上述の如くなるが、余は更に進んで、勞賃を斯くの如く解することによつて惹起される重要な結果の一二を述べやうと思ふ。

(1) 第一は分配論の意義に關するものである。

上來述べたる所によれば、勞働者が受くる所の報酬の全部若くは其の大部分は、所得の性質を有つてゐないのである。是に於て吾々は、勞働者階級が、他の諸有産者階級と異り、社會的所得即ち社會的剩餘の分配に與つてゐない、或は殆ど與つてゐないことを、知り得るのである。抑も所得は之を大別して財産所得 (Property income) —— 詳言せば財産所有より生ずる所得 —— と勤勞所得 (Service income) —— 詳言せば人の勞力より生ずる所得 —— とになし得るであらうが、上述せし如く、今日まで勤勞所得の主たる部分を構成して居ると看做されてゐた所の勞賃の大部分が所得にあらざることが明かとなるならば —— (其の結果として他の勤勞所得例へば俸給の如きものも、少くとも其の一部分は所得にあらざることとなるであらうが、) —— 然る時は、財産所得と

勤勞所得との比は益々前者に於て大となり、終に社會の全所得即ち社會の全剩餘價值は、殆ど全部かの有産者階級の獨占する所となるであらう。

従つて若し經濟學原論の中分配論に在ては社會的所得の分配が論せらるべきであるならば、其の處に於ては主として財産所得——利子、利潤、地代——を取扱ふべく、勞賃論は之を他の適當なる箇處(例へば生産論)に移すべきであり、若し又分配論の中に於て勞賃をも併せ論せんとするならば、分配論の對象を社會的所得の分配にのみ限るは不適當であつて、宜しく廣義に於ける富若くは物質的幸福の分配を以て、斯論の對象となすべきであらう。

□ 第二は財政學上の所得税に關するものである。

抑も所得税なるものは、各人の所得に課せらるゝ所の租税である。従つてこれは原則上總ての所得に對して課せらるべきものである。然るに各國は所謂最少活資(Existenzminimum)なる限界を設けて、此の額以下の所得に對しては免税を行つてゐる、これは如何なる理由に基くものであらうか。又これに對する反對論はないであらうか。

曾て神戸博士は「最少活資の免税を論ず」この題下に、最少活資免税に對する賛成説及び反對説を列擧し、而して之に對して詳細なる論評を加へられた。之に據れば、或る學者は租税給付能力の原則よりして、最少活資以下の大さの所得には給付能力がないとの理由により、或る學者は國家共同の生存發達の爲めの必要といふことを理由とし、³⁰⁾或る學者は最少活資以下の小所得者を免税するは社會政策上の必要から出づとの理由によつて、³¹⁾免税論に賛成の意を表し、而して他の諸學者は、或は最少活資以下の所得にも給付能力があるとの理由により、³²⁾或は一方に參政權を有

29) 神戸博士上記論文(本誌第三卷第五號二六頁) 參照

30) 同上(二七頁)

31) 同上(二八頁、二九頁)

32) 同上(第六號、二二頁、二三頁、二四頁)

し居るに他方に最小活資の免税によつて納税義務を果さざるは不當であるとの理由により、或は國家といふものは元來衣食住と共に人生に缺くべからざるものであるから、國家の維持に要する租税は衣食住の費用と共に最小活資の一部を構成すべきであつて、従つて免税の理由なしこの理由によつて、³⁴⁾如上の贊成論に反駁をみてゐる(神戸博士は此等の反對論に左祖して居らるゝ)。

最小活資免税の理由並びに之に對する駁論は、大要右に述ぶるが如くであるが、余をして忌憚なく言はしむれば、其の贊成論者も反對者も共に、議論の前提に於て重大なる點を看過してゐるやうである。即ち彼等は最小活資に相當する収入を以て一様に所得なりと看做し、然る後に之に對する租税の可否を論じてゐるけれども、實は等しく最小活資といふ中にも、勞働者のそれと不勞利得者のそれとの間には、性質上重大なる差異が存して居る——即ち勞働者の最小活資に相當する勞賃は所得ではなくて、謂はゞ生産費である、従つて他の不勞利得者の最小活資(これは彼等の所得の一部分である)と全然別個のものである——ことを、彼等は觀てゐないやうである。従つて彼等の中最小活資免税に賛成するものが、勞働者の勞賃は租税を支拂ふべく餘りに小なる所得であるから之に免税すべしと主張する場合に、余は、——匿名引退政治家の口吻に倣ふならば——勞働者の生存の必要費は所得の生産費に屬する、隨つて課税すべき純所得が見出さるゝ前に、必要費に相當する勞賃の額が引去られなければならない、約言すれば、その額の勞賃は所得にあらざるが故に課税され得ないのである、と主張せざるを得ない。是れ勞賃の全部又は其の大部分を所得より排除せんとする余の見解よりして當然に起つて來る所の、所得税理論に關する重大なる結果である。

33) 同上(二五頁、二六頁)

34) 同上(二七頁、二八頁)

35) 詳細は神戸博士上記論文を参照すべし

36) 同上(第五號三一頁)